

平成26年12月17日
(平成27年12月14日一部改正)
(平成28年3月24日一部改正)
(平成28年9月28日一部改正)
(平成29年4月1日一部改正)
(平成30年4月1日一部改正)
(平成31年4月1日一部改正)
(令和2年4月1日一部改正)
(令和3年3月2日一部改正)
(令和4年4月1日一部改正)
(令和4年12月1日一部改正)
(令和5年8月1日一部改正)
(令和6年4月1日一部改正)
(令和7年4月1日一部改正)
(令和7年9月16日最終一部改正)

富山県地域医療介護総合確保基金事業費補助金交付要綱細則

(通則)

第1条 この細則は、富山県地域医療介護総合確保基金事業費補助金交付要綱(平成26年12月17日医第80773号)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 本交付要綱において補助金を充てることができる事業は、次に掲げる事業(以下「補助対象事業」という。)とする。

1 医療提供体制施設整備事業

(1) 院内助産所・助産師外来施設整備事業

平成26年3月24日医政発0324第31号厚生労働省医政局長通知「看護職員確保対策事業等実施要綱の一部改正について」による改正前の看護職員確保対策事業等実施要綱(平成22年3月24日医政発0324第21号厚生労働省医政局長通知「看護職員確保対策事業等の実施について」の別添)(以下「旧看護職員確保対策事業等実施要綱」という。)に基づく院内助産所・助産師外来施設整備事業

(2) 看護師勤務環境改善施設整備事業

旧看護職員確保対策事業等実施要綱に基づく看護師勤務環境改善施設整備事業

(3) 看護師宿舍施設整備事業

旧看護職員確保対策事業等実施要綱に基づく看護師宿舍施設整備事業

(4) 病院内保育所施設整備事業

旧看護職員確保対策事業等実施要綱に基づく病院内保育所施設整備事業

(5) 看護師等養成所施設整備事業

旧看護職員確保対策事業等実施要綱に基づく看護師等養成所施設整備事業

(6) 看護教員養成講習会施設整備事業

旧看護職員確保対策事業等実施要綱に基づく看護教員養成講習会施設整備事業

(7) 歯科衛生士養成所施設整備事業

平成26年3月24日医政発0324第21号厚生労働省医政局長通知「歯科保健医療対策事業実施要綱の一部改正について」による改正前の歯科保健医療対策事業実施要綱(平成15年4月4日医政発第0404001号厚生労働省医政局長通知「歯科保健医療対策事業の実施について」の別添)(以下「旧歯科保健医療対策事業実施要綱」という。)に基づく歯科衛生士養成所施設整備事業

2 医療提供体制推進事業

(1) 救急医療対策事業

平成26年3月20日医政発0320第8号厚生労働省医政局長通知「救急医療対策事業実施要綱の一部改正について」による改正前の「救急医療対策事業実施要綱」(昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」の別添)に基づき実施する次の事業

ア 小児救急医療体制整備事業

(ア) 小児救急医療支援事業

(イ) 小児救急医療拠点病院運営事業

(2) 周産期医療対策事業等

平成26年4月1日医政0401第3号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等実施要綱の一部改正について」による改正前の周産期医療対策事業等実施要綱(平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」の別添)(以下「旧周産期医療対策事業等実施要綱」という。)に基づき実施する次の事業

ア 新生児医療担当医確保支援事業

(3) 看護職員確保対策事業

旧看護職員確保対策事業等実施要綱に基づき実施する次の事業

ア 看護職員資質向上推進事業

(ア) 看護職員専門分野研修

(イ) 中堅看護職員実務研修(短期研修)

(ウ) 中堅看護職員実務研修(中期研修)

(エ) 看護教員継続研修事業

(オ) 実習指導者講習会事業

(カ) 看護教員養成講習会

(キ) 院内助産所・助産師外来助産師等研修事業

イ 新人看護職員研修事業

(ア) 新人看護職員研修事業及び外部研修事業のうち医療機関受入研修事業

ウ 病院内保育所運営事業(12ヶ月運営しないものは除く。)

エ 看護職員の就労環境改善事業

(ア) 就業環境改善支援事業

(4) 地域医療対策事業

平成26年3月20日医政発0320第21号厚生労働省医政局長通知「地域医療対策事業実施要綱の一部改正について」による改正前の地域医療対策事業実施要綱(平成21年3月27日医政発第0327039号厚生労働省医政局長通知「地域医療対策事業の実施について」の別添)に基づき実施する次の事業

ア 医師派遣等推進事業

(5) 産科医等育成・確保支援事業

平成26年3月20日医政発0320第18号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業実施要綱の一

部改正について」による改正前の産科医療確保事業実施要綱（平成平成21年4月1日医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」の別添）に基づき実施する次の事業

ア 産科医等確保支援事業

イ 産科医等育成支援事業

(6) 医療提供体制設備整備事業

ア 看護師等養成所初度設備整備事業

旧看護職員確保対策事業等実施要綱に基づき実施する看護師等養成所初度設備整備事業

イ 看護師等養成所教育環境改善設備整備事業

旧看護職員確保対策事業等実施要綱に基づき実施する看護師等養成所教育環境改善設備整備事業

ウ 歯科衛生士養成所初度設備整備事業

旧歯科保健医療対策事業実施要綱に基づき実施する歯科衛生士養成所初度設備整備事業

エ 院内助産所・助産師外来設備整備事業

旧看護職員確保対策事業等実施要綱に基づき実施する院内助産所・助産師外来設備整備事業

オ 在宅歯科診療設備整備事業

旧歯科保健医療対策事業実施要綱に基づき実施する在宅歯科診療設備整備事業

(7) 医療関係者養成確保対策事業

ア 看護師等養成所運営事業

イ 看護師等養成所3年課程導入促進事業

旧看護職員確保対策事業等実施要綱に基づく看護師等養成所3年課程導入促進事業

ウ 助産師養成所開校促進事業

旧看護職員確保対策事業等実施要綱に基づく助産師養成所開校促進事業

エ 看護師養成所修業年限延長促進事業

旧看護職員確保対策事業等実施要綱に基づく看護師養成所修業年限延長促進事業

3 地域包括ケア病床転換促進事業

地域における地域包括ケア病床への転換を促進する事業

4 回復期リハビリテーション病床転換促進事業

地域における回復期リハビリテーション病床への転換を促進する事業

5 緩和ケア病床転換促進事業

地域における緩和ケア病床への転換を促進する事業

6 公的病院訪問診療拠点整備事業

公的病院による訪問診療拠点施設の整備を支援するための事業

7 在宅歯科医療支援ステーション設置事業

在宅歯科医療・口腔ケアに関して、住民や医療介護関係者からの相談等の対応窓口を一元化する「在宅歯科医療支援ステーション」をモデル的に設置する事業

8 在宅ケア拠点施設・設備整備事業

(1) 多機能型訪問看護ステーション拠点施設整備事業

次の要件を満たす多機能型訪問看護ステーションを整備する事業

ア 人員体制等の要件

(ア) 常勤看護職員7人以上であること（サテライトに配置されている看護職員も含む。）

(イ) 24時間対応体制加算の届出を行っていること。

(ウ) ターミナルケア療養費(加算)の届出を行っていること。

イ 運営の要件

(ア) 重症者^(※)の受け入れをすること。

^(※) 厚生労働省告示第63号の特掲診療科の施設基準等別表7に該当する利用者(末期ガン患者等)

(イ) 居宅介護支援事業所が同一敷地内に設置され、医療ニーズの高い利用者のマネジメントを支援すること。

(ウ) 地域の病院及び他の訪問看護ステーション等と連携した地域の拠点訪問看護ステーションとして、24時間365日対応が必要な患者の訪問看護ニーズに主体的に対応すること。

ウ 地域の在宅療養環境整備の要件

(ア) 地域に開かれた相談窓口を設置し、地域住民の在宅療養や訪問看護等の相談に対応すること。

(イ) 利用者やその家族の要望に応じて、グリーフケアやピアカウンセリング等を行うこと。

エ 人材育成の要件

(ア) 訪問看護を目指す看護師や看護学生等の研修(実習)受け入れが可能なこと。

(イ) 小規模訪問看護ステーションへのアドバイス・協働・バックアップに努めること。

9 精神科病院早期退院支援事業

精神科病院早期退院・地域定着支援のための事業

(1) 精神障害者地域連携パス構築モデル事業

(2) 精神科病院退院支援人材養成事業

10 地域医療再生臨床研修医確保総合対策事業

臨床研修医の確保のための事業

11 医療従事者勤務環境整備事業

医療機関における医療従事者の勤務環境整備を支援する事業

12 キャリア形成支援事業

医学生・若手医師の県内定着を支援する事業

13 在宅医療支援センター支援事業

在宅医療支援センターの運営を支援する事業

14 認定看護師教育課程運営事業

認定看護師教育課程の運営を支援する事業

15 休日等歯科診療所施設・設備整備事業

休日及び心身障害児(者)歯科診療所の施設及び設備の整備を支援する事業

16 医療介護連携体制整備事業

(1) 小児医療多職種連携事業

小児医療における多職種の連携を支援する事業

17 看護職員育成研修支援事業

診療の補助の一部として行う特定行為(保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第37条の2第2項第1号に規定する特定行為をいう。以下「特定行為」という。)に係る看護師と、公益社団法人日本看護協会が行う認定看護師認定審査に合格した者(以下「認定看護師」という。)の確保のための事業

18 訪問看護インフォメーション事業

訪問看護ステーションに関する情報発信のための事業

19 重症心身障害児(者)在宅医療的ケア支援事業

重症心身障害児(者)の在宅医療的ケアを支援する事業

- (1) 重症心身障害児(者)受入促進事業
- 20 医療機能分化・連携推進事業
地域における医療介護連携強化のための整備を行う事業
- 21 医療・介護連携促進基盤整備事業
地域の多職種連携に必要な新たなシステム整備を行う事業
- 22 認知症患者受入体制整備支援事業
認知症患者の受入れ環境の向上に資する先進的な設備整備を行う事業
- 23 在宅医療推進訪問薬局支援事業
 - (1) 薬局等地域連携支援事業
在宅医療に取り組む薬局の研修会や実技実習を支援する事業
- 24 医師の労働時間短縮計画に向けた取組として、医療機関が作成した「医師労働時間短縮計画」に基づく取組を総合的に実施する事業
 - (1) 地域医療勤務環境改善体制整備事業
 - (2) 地域医療勤務環境改善体制整備特別事業
 - (3) 勤務環境改善医師派遣等推進事業
- 25 がん診療共同施設設備整備事業
がん診療共同施設における医療機器等の設備の整備を支援する事業
- 26 ICTを活用した脳卒中等医療ネットワーク整備事業
脳卒中等に係る医療機関の連携に必要なシステムの整備を支援する事業
- 27 市町村による在宅医療・介護・障害福祉連携促進支援事業
在宅医療に必要な連携を担う拠点に求められる事項の実施を支援する事業
- 28 訪問看護職員の確保・定着のための働き方改革推進事業
 - (1) 訪問看護トライアル雇用事業
訪問看護未経験者の雇用を支援し、訪問看護職員の確保・定着を図る事業
- 29 薬剤師確保対策事業
薬剤師の確保のための事業
- 30 訪問看護ステーション暴力・ハラスメント対策事業
訪問看護師等のセキュリティ確保に必要な防犯機器の整備を支援する事業
- 31 臓器提供・移植時の対応力強化事業
臓器移植院内コーディネーターの養成・強化を図る事業
- 32 その他知事が必要と認める事業

(補助金事業者)

第3条 県から経費の一部を受けて補助対象事業を実施できる者は、別表第1の第1欄に掲げる事業分類及び第2欄に掲げる事業区分並びに第3欄に掲げる種目毎に、第4欄に掲げる者及び知事が適当と認める者(以下「事業者」という。)とする。

(補助金の対象除外)

第4条 補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、堀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用

- (4) 既存建物の買収に要する費用
 (5) その他の整備費として適当と認められない費用

(補助金の算定方法)

第5条 補助金は、次により算定するものとする。

- (1) 別表第2の第2欄に掲げる事業区分別に、第4欄に定める基準額と第5欄に掲げる対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額(以下「交付基礎額」という。)を選定する。
 (2) 前号により選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表第4(ただし、第2条第1項第2号から第4号までの事業に限る。)の調整率及び第6欄に定める補助率を乗じて得た額を補助金とする。
 (3) (2)により算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(交付決定の下限)

第6条 交付基礎額が別表第5に定める下限額に満たない場合には、交付決定を行わないものとする。

別表第1

1 事業分類	2 事業区分	3 種目	4 事業者
1 医療提供体制施設整備事業	(1) 院内助産所・助産師外来施設整備事業 (4) 病院内保育所施設整備事業		医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者 ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第1条の3に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人を除く。 なお、国立大学法人又は独立行政法人国立病院機構が実施する場合については、必要に応じてあらかじめ知事に協議し、その同意を得ること。
	(2) 看護師勤務環境改善施設整備事業 (3) 看護師宿舍施設整備事業		医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者 ただし、地方公共団体、地方独立行政法人及び公的団体 ^(注1) を除く。 なお、国立大学法人又は独立行政法人国立病院機構が実施する場合については、必要に応じてあらかじめ知事に協議し、その同意を得ること。
	(5) 看護師等養成所施設整備事業 (6) 看護教員養成		(ア) 医療法人 ^(注2) (イ) 社会福祉法人 (ウ) 学校法人及び準学校法人

	講習会施設整備事業 (7) 歯科衛生士養成所施設整備事業		(エ) 一般社団法人及び一般財団法人 ^(注2) (オ) 健康保険組合及び健康保険組合連合会 (カ) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会 ただし、地方公共団体、地方独立行政法人及び公的団体を除く。 なお、国立大学法人又は独立行政法人国立病院機構が実施する場合については、必要に応じてあらかじめ知事に協議し、その同意を得ること。
2 医療提供体制推進事業	(1) 救急医療対策事業	ア 小児救急医療体制整備事業	地方公共団体(広域連合を含む。)、地方独立行政法人、公的団体及び知事が適当と認める者
	(2) 周産期医療対策事業等	ア 新生児医療担当医確保支援事業	地方公共団体(広域連合を含む。)、地方独立行政法人及び公的団体
	(3) 看護職員確保対策事業	ア 看護職員資質向上推進事業 (ア) 看護職員専門分野研修 (イ) 中堅看護職員実務研修(短期研修) (ウ) 中堅看護職員実務研修(中期研修) (エ) 看護教員継続研修事業 (オ) 実習指導者講習会事業 (カ) 看護教員養成講習会 (キ) 院内助産所・助産師外来助産師等研修事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び知事が適当と認める者
		イ 新人看護職員研修事業 (ア)の新人看護職員研修事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び知事が適当と認める者
		ウ 病院内保育所運	地方独立行政法人及び知事が適当と認め

		営事業	る者
		エ 看護職員の就業環境改善事業 (ア) 就業環境改善支援事業	地方公共団体、地方独立行政法人及び公的団体
(4) 地域医療対策事業	ア 医師派遣等推進事業		地方公共団体、地方独立行政法人及び公的団体
(5) 産科医等育成・確保支援事業	ア 産科医等確保支援事業 イ 産科医等育成支援事業		地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び知事が適当と認める者
(6) 医療提供体制設備整備事業	オ 在宅歯科診療設備整備事業		地方公共団体、地方独立行政法人及び公的団体
	ア 看護師等養成所初年度設備整備事業 イ 看護師等養成所教育環境改善設備整備事業 ウ 歯科衛生士養成所初年度設備整備事業		(ア) 医療法人 (イ) 社会福祉法人 (ウ) 学校法人及び準学校法人 (エ) 一般社団法人及び一般財団法人 (オ) 健康保険組合及び健康保険組合連合会 (カ) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会 (キ) 公的団体
	エ 院内助産所・助産師外来設備整備事業		地方独立行政法人、公的団体及び知事が適当と認める者
(7) 医療関係者養成確保対策事業	ア 看護師等養成所運営事業 イ 看護師等養成所3年課程導入促進事業 ウ 助産師養成所開校促進事業		(ア) 医療法人 (イ) 社会福祉法人 (ウ) 学校法人及び準学校法人 (エ) 一般社団法人及び一般財団法人 (オ) 健康保険組合及びその連合会 (カ) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会 (キ) 国家公務員共済組合及びその連合会 (ク) 独立行政法人国立病院機構
	エ 看護師養成所修業年限延長促進事業		(ア) 医療法人 (イ) 社会福祉法人 (ウ) 学校法人及び準学校法人 (エ) 一般社団法人及び一般財団法人 (オ) 健康保険組合及びその連合会 (カ) 国民健康保険組合及び国民健康保険

			団体連合会 (キ) 国家公務員共済組合及びその連合会 (ク) 公的団体 (ケ) 独立行政法人国立病院機構 (コ) 特別区及び市町村
3 地域包括 ケア病床転 換促進事業			知事が適当と認める者
4 回復期リハ ビリテーショ ン病床転換 促進事業			知事が適当と認める者
5 緩和ケア 病床転換促 進事業			知事が適当と認める者
6 公的病院 訪問診療拠 点整備事業			知事が適当と認める者
7 在宅歯科 医療支援ス テーション設 置事業			知事が適当と認める者
8 在宅ケア 拠点施設・ 設備整備事 業	(1) 多機能型訪問 看護ステーション 拠点施設整備事 業		知事が適当と認める者
9 精神科病 院早期退院 支援事業	(1) 精神障害者地 域連携パス構築 モデル事業 (2) 精神科病院退 院支援人材養成 事業		知事が適当と認める者
10 地域医療 再生臨床研 修医確保総 合対策事業			知事が適当と認める者
11 医療従事 者勤務環境 整備事業			知事が適当と認める者
12 キャリア形 成支援事業			知事が適当と認める者

13 在宅医療 支援センター 支援事業			知事が適当と認める者
14 認定看護師 教育課程 運営事業			知事が適当と認める者
15 休日等歯 科診療所 施設・設備 整備事業			知事が適当と認める者
16 医療介護 連携体制整 備事業	(1) 小児医療多職 種連携事業		知事が適当と認める者
17 看護職員 育成研修支 援事業			知事が適当と認める者
18 訪問看護 インフォーメー ション事業			知事が適当と認める者
19 重症心身 障害児(者) 在宅医療 的ケア支 援事業	(1) 重症心身障害 児(者)受入促進 事業		知事が適当と認める者
20 医療機能 分化・連携 推進事業			知事が適当と認める者
21 医療・介護 連携促進基 盤整備事業			知事が適当と認める者
22 認知症患 者受入体制 整備支援事 業			知事が適当と認める者
23 在宅医療 推進訪問 薬局支援 事業	(1)薬局等地域連携 支援事業		知事が適当と認める者
24 勤務医の 労働時間	(1)地域医療勤務環 境改善体制整備事		知事が適当と認める者

短縮に向けた体制の整備に関する事業	業 (2)地域医療勤務環境改善体制整備特別事業 (3)勤務環境改善医師派遣等推進事業		
25 がん診療共同施設設備整備事業			知事が適当と認める者
26 ICTを活用した脳卒中等医療ネットワーク整備事業			知事が適当と認める者
27 市町村による在宅医療・介護・障害福祉連携促進支援事業			市町村及び知事が適当と認める者
28 訪問看護職員の確保・定着のための働き方改革推進事業	(1) 訪問看護トリアル雇用事業		知事が適当と認める者
29 薬剤師確保対策事業			知事が適当と認める者
30 訪問看護ステーション暴力・ハラスメント対策事業			知事が適当と認める者
31 臓器提供・移植時の対応力強化事業			知事が適当と認める者

(注1) 日本赤十字社、社会福祉法人恩師財団済生会及び全国厚生農業協同組合連合会をいう。

(注2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条の規定による専修学校又は同法第134条の規定によ

る各種学校の認可を受けることができる看護師等養成所(ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程(通信制)にあつてはこの限りではない。)若しくは歯科衛生士養成所に限る。

別表第2

1 事業 分類	2 事業 区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率等
1 医療 提供体 制施設 整備事 業	(1) 院内助 産所・助 産師外来 施設整備 事業		次に掲げる基準面積に別表第 3に定める単価を乗じた額とす る。 基準面積 30㎡	院内助産所・助産師 外来の開設に必要 な増改築及び回収 に要する工事費又 は工事請負費	3分の1
	(2) 看護師 勤務環境 改善施設 整備事業		次に掲げる基準面積に別表第 3に定める単価を乗じた額の合 計額とする。 基準面積 1看護師単位につき 50㎡ ナースコールを更新付設する 場合は1㎡当たり114,200円を 加算する。	看護職員が働きや すく離職防止つな がる次の部門の新築、 増改築、改修に要 する工事費又は工 事請負費 看護師詰め所、処 置室、症例等検討 会議室 等	3分の1
	(3) 看護師 宿舍施設 整備事業		次に掲げる基準面積に別表第 3に定める単価を乗じた額とす る。 基準面積 看護師1人当たり 33㎡	病院の看護師宿舍 の個室整備に伴う新 築、増改築、改修に 要する工事費又は 工事請負費(バルコ ニー、廊下、階段等 共通部門を含む。)	3分の1
	(4) 病院内 保育所施 設整備事 業		次に掲げる基準面積に別表第 3に定める単価を乗じた額とす る。 基準面積 収容定員×5㎡ (ただし、30人を限度とする。)	病院内保育所として 必要な新築、増改 築及び改修に要す る工事費又は工事 請負費	3分の1
	(5) 看護師 等養成所 施設整備 事業		次に掲げる基準面積に別表 第3に定める単価を乗じた額と する。 基準面積 (1) 新築の場合 ア 保健師、助産師、看護 師の学校又は養成所 学生定員×20㎡ (ただし、2年課程(通信 制)は3㎡)	学校又は養成所(寄 宿舍を含む。)の新 築、増改築に要する 工事費又は工事請 負費	4分の3

		イ 准看護師の学校又は養成所 学生定員×17㎡ (2) 増築の場合 新築の場合に準じて算定した面積 ただし、既存面積と増築面積との合計面積は、(1)の例により算定した場合の面積を超えることはできない。 (3) 改築(移改築及び模様替えを含む。)の場合 当該施設の既存面積 ただし、(1)の例により算定した場合の面積を超えることはできない。 (4) 男子学生の受入れに必要な更衣室等を整備する場合は、(2)又は(3)により算定した面積に16.2㎡を限度として加算した面積		
(6) 看護教員養成講習会施設整備事業		次に掲げる基準面積に別表第3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 80㎡	看護教員養成講習会の定員の増加等に必要な新築、増改築若しくは改修に要する工事費又は工事請負費	4分の3
(7) 歯科衛生士養成所施設整備事業		次に掲げる基準面積に別表第3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 1学年定員×20㎡	学校又は養成所の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費	2分の1

2 医療 提供体 制推進 事業	(1) 救急医 療対策事 業	ア 小児 救 急 医 療 体 制 整 備 事 業	(ア) 小児救急医療支援事業 次の(1)から(5)により算出された 額の合計額とする。 (常勤の体制) (1) 休日A、休日B及び夜間 1地区当たり 26,310円×診療日数 (2) 休日C 1地区当たり 13,150円×診療日数 (3) 夜間加算(労働基準法第 37条第1項及び第4項に定め る割増賃金(時間外125/100 以上)及び深夜(150/100、 160/100又は125/100以 上))を手当している場合に限 る。) 1地区当たり 19,782円×診療日数 (4) 小児救急電話相談実施加 算(都道府県が委託等により 小児救急電話相談(＃ 8000)を実施している場合に 限る。) 1地区当たり 14,838円×診療日数 (オンコール体制) (5) 医師が病院に待機する体 制ではなく、専門的な処置が 必要な場合に小児科医師が 速やかに駆け付け対応する 体制(オンコール体制)を執っ ている場合 1地区当たり 13,570円×診療日数 (注) (1) 診療日の設定方法につい ては、別に定めるところによる ものとする。 (2) 診療日数は、地区における 事業日数とする。	小児救急医療支援 事業に必要な給与 費(常勤職員給与 費、非常勤職員給 与費、法定福利費 等)、報償費(医師 雇上謝金)	3分の2
--------------------------	----------------------	--------------------------------------	--	--	------

			(イ) 小児救急医療拠点病院運営事業 1か所当たり次の(1)から(4)により算出された額の合計額とする。 (常勤の体制) (1) $35,926 \text{ 千円} \times \text{運営月数} / 12$ (2) 夜間加算(労働基準法第37条第1項及び第3項に定める割増賃金(時間外125/100以上)及び深夜(150/100、160/100又は125/100以上))を手当している場合に限る。) $3,520 \text{ 千円} \times \text{運営月数} / 12$ (3) 小児救急電話相談実施加算(都道府県が委託等により小児救急電話相談(＃8000)を実施している場合に限る。) $6,781 \text{ 千円} \times \text{運営月数} / 12$ (オンコール体制) (4) 医師が病院に待機する体制ではなく、専門的な処置が必要な場合に小児科医師が速やかに駆け付け対応する体制(オンコール体制)を執っている場合 $12,403 \text{ 千円} \times \text{運営月数} / 12$	小児救急医療拠点病院運営事業に必要な給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、報償費(医師雇上謝金)	2分の1
	(2) 周産期医療対策事業等	ア 新生児医療担当医確保支援事業	新生児1人当たり 10,000円 (NICU入院初日のみ)	NICU(診療報酬の対象となるものに限る。)において新生児を担当する医師の処遇改善を目的として支給されるNICUに入院する新生児に応じて支給される手当(新生児担当医手当等)	3分の2(運営主体が国立大学法人の場合は、3分の1)
	(3) 看護職員確保対策	ア 看護職員資	次の(1)から(7)により算出された額の合計額とする。	看護職員資質向上推進事業の実施に	定額

策事業	質 向 上 推 進 事 業	(1) 看護職員専門分野研修 ア 看護職員専門分野研修 受講者1人当たり 98千円 イ 認定看護師追加研修 受講者1人当たり 110千円 (ただし、看護職員専門分野研修と認定看護師追加研修を一体的に行う場合は1人当たり208千円とする。) (2) 中堅看護職員実務研修 (短期研修) 1実施単位当たり 604千円 (3) 中堅看護職員実務研修 (中期研修) 1か所当たり 3,192千円 (4) 看護教員継続研修事業 1,219千円 (5) 実習指導者講習会事業 2,493千円 (6) 看護教員養成講習会 次のアからエの合計額とする。 ア 看護教員養成講習会 1か所当たり 6,719千円 受講者30人以上1人増えるごとに224千円を加算 イ 教務主任養成講習会 受講者1人につき 606千円 ウ 保健師・助産師教員養成講習会 受講者1人につき 280千円 エ 他県受入加算受入人数1人ごとに	必要な賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び貸借料、備品購入費、委託料(上記経費に該当するもの。)	
-----	---------------------	--	---	--

		40千円 (7) 院内助産所・助産師外来 助産師等研修事業 1,801千円		
	イ 新人 看護職員 研修 事業	次の(1)から(3)により算出された 額の合計額とする。 (1) 研修経費 ア 新人看護職員等が1名の とき 440千円 (ただし、新人保健師研修・ 新人助産師研修のいず れかを含む場合586千円) イ 新人看護職員等が2名以 上のとき 630千円 (ただし、新人保健師研修・ 新人助産師研修のいず れかを含む場合776千 円、新人保健研修・新人 (2) 教育担当者経費 新人看護職員等5名以上の場 合に5名ごとに215千円 (注) 新人看護職員数等の人数は、 当該年度の4月末日現在に在 職している新人看護職員、新 人保健師及び新人助産師であ って、それぞれの研修に参加 する人数とし、上限を70名とす る。なお、新人看護職員研修、 新人保健師研修又は新人助 産師研修の複数の研修を実施 する施設において、複数の研 修に参加する者は1名として計 上する。 (3) 医療機関受入研修事業 ア 1名から4名を受入れる場 合 1施設当たり113千円 イ 5名から9名を受け入れる	新人看護職員研修 事業の実施に必要な 研修責任者経費 (謝金、人件費、手 当)、報償費、旅費、 需用費(印刷製本 費、消耗品費、会議 費、図書購入費)、 役務費(通信運搬 費、雑役務費)、使 用料及び貸借料、 備品購入費、賃金 (外部の研修参加に 伴う代替職員経費) 新人看護職員研修 事業の実施に必要な 教育担当者経費 (謝金、人件費、手 当) 医療機関受入研修 事業の実施に必要な 教育担当者経費 (謝金、人件費、手 当)、需用費(消耗	2分の1

		場合 1施設当たり226千円 ウ 10名から14名を受け入れる場合 1施設当たり566千円 エ 15名から19名を受け入れる場合 1施設当たり849千円 オ 20名以上受け入れる場合 1施設当たり1,132千円 カ 受け入れる新人看護職員数が20名を超える場合 1名増えるごとに45千円 (注) 1 医療機関受入研修事業は複数月で実施すること。 2 医療機関受入研修事業における受入人数については、1人当たり年間40時間で1人とし、上限は30人とする。なお、1人40時間に満たない場合は、複数人で40時間となれば1人とする。	品費、印刷製本費、会議費、図書購入費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び貸借料、備品購入費	
	ウ 病院内保育所運営事業	各病院内保育施設につき、(1)により算定した基本額より別に定める保育料収入相当額を控除した額に、病院内保育施設の運営に係る設置者の負担能力指数による調整率を乗じて得た額と、(2)により算定した加算額の合計額とする。 (1) 基本額 ア A型特例 1人×180,800円×運営月数 イ A型 2人×180,800円×運営月数 ウ B型 4人×180,800円×運営月数 エ B型特例 6人×180,800円×運営月数 (2) 加算額	病院内保育所の運営に必要な給与費(常勤職給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、委託料(上記経費に該当するもの。)	3分の2

		ア 24時間保育を行っている施設 23,410円×運営日数 イ 病児等保育を行っている施設 187,560円×運営月数 ウ 緊急一時保育を行っている施設 20,720円×運営日数 エ 児童保育を行っている施設 10,670円×運営日数 オ 休日保育を行っている施設 11,630円×運営日数 (休日とは、日曜日、祝日並びに12月29日から翌年1月3日をいう。)		
	エ 看護職員の就業環境改善事業	次の(1)により算出された額とする。 (1) 就業環境改善支援事業 1か所当たり 2,291千円	就業環境改善支援事業の実施に必要な新たに雇用する短時間正規職員経費(人件費、法定福利費)、報償費、旅費、需用費(印刷製本費、会議費、消耗品費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)	2分の1
(4) 地域医療対策事業	ア 医師派遣等推進事業	次により算出された額の合計額 (1) 派遣先医療機関における派遣医師の受入準備等経緯 受入医師1人当たり 150千円	医師派遣等推進事業を実施するために必要な次に掲げる経費 (1) 派遣先医療機関における派遣医師の受入準備等に必要な旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、損	2分の1

		(2) 派遣元医療機関における医師派遣による対価の一部に相当する額 派遣医師1人当たり 1,250千円×派遣月数 (3) 派遣医師の海外研修等経費 派遣医師1人当たり 2,064千円	害保険料)、使用料及び貸借料、備品購入費 (2) 派遣元医療機関における直近の決算数値により以下の式により算出される医師1人1月当たりの経常利益相当額に派遣医師ごとに派遣月数を乗じて得た額の合算額 (入院診療収益+外来診療収益-(人件費(医療職)+材料費+その他の経費))/医師数(常勤+非常勤)×1/12 (3) 派遣医師の海外研修等に必要な謝金(研修先機関への謝金等(原則として、研修期間のうち3ヶ月以内分に係るものとする。))、旅費(日当・宿泊費を含む(原則として、研修期間のうち3ヶ月以内分に係るものとする。))、図書購入費、研究研修費	
(5) 産科医等育成・確保支援事業	ア 産科医等確保支援事業	1分娩当たり 10,000円	分娩を取り扱う産科・産婦人科医及び助産師に対して、処遇改善を目的として分娩取扱件数に応じて支給される手当(分娩手当等)	3分の2(運営主体が国立及び市町村立団体の場合は、3分の1)
	イ 産科	研修医1人1月当たり	臨床研修修了後、	3分の1

	医 等 育 成 支 援 事 業	50,000円	指導医の下、研修カリキュラムに基づき産科・産婦人科の研修を受けている者に対して、処遇改善を目的として支給される手当(研修医手当等)	
(6) 医療提供体制設備整備事業	ア 看護 師等養成所 初度設備 整備事業	初度設備 1か所当たり 13,335千円 (ただし、助産師養成所にあつては、21,735千円とする。)	標本、模型及び教育用機械器具等の購入費	2分の2
	イ 看護 師等養成所 教育環境 改善設備 整備事業	教育環境改善設備 1か所当たり 2,650千円	看護師等養成所の在宅看護実習室に必要な備品購入費	2分の2
	ウ 歯科 衛生士養成 所初度設備 整備事業	初度設備1か所当たり 11,000千円	標本、模型及び教育用機械器具の購入費	2分の1
	エ 院内 助産所・助 産師外来 設備整備 事業	医療機器等 1か所当たり 3,811千円	院内助産所・助産師外来開設のための設備整備として必要な医療機器等の備品購入費	3分の1
	オ 在宅 歯科診療 設備整備 事業	初度設備 1か所当たり 3,638千円	在宅歯科診療に必要な医療機器等の備品購入費	3分の1
(7) 医療関係者養成 確保対策	ア 看護 等養成所 運営	次に掲げる過程ごとの基準額 A及び基準額Bの合計額 1 保健師養成所	看護養成所の運営に必要な次に掲げる経費	2分の2

事業	事業 (1) 基準額A 次のア、イ、ウ及びエの合計額に別表第6に定める調整率を乗じて得た額 ア 養成所1か所当たり 8,284,000円 イ 総定員^(注1)が20人を超える養成所において、専任教員分として定員20人増えるごとに 1,842,000円 ウ 事務職員^(注2)分として1か所当たり 536,000円 エ 生徒数^(注3)に一人当たり 12,800円を乗じて得た額 (2) 基準額B 次のア及びイの合計額 ア 新任看護教員研修事業^(注4)の実施施設について受講者1人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業^(注4)実施施設について受講者1人当たり 147,000円 2 助産師養成所 (1年間で教育を行うもの) (1) 基準額A 次のア、イ、ウ及びエの合計額に別表第6に定める調整率を乗じて得た額 ア 養成所1か所当たり 8,284,000円 イ 総定員が20人を超える養成所において、専任教員分として定員20人増えるごとに 1,842,000円 ウ 事務職員分として1か所当たり 536,000円	1 教員経費 (1) 専任教員給与費 (2) 専任教員人当庁費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、備品購入費、役務費(通信運搬費)、福利厚生費 (3) 添削指導員給与費 (4) 部外講師謝金 (5) 委託料(上記経費に該当するものの。) 2 事務職員経費 (1) 専任事務職員給与費 (2) 委託料(上記経費に該当するものの。) 3 生徒経費 (1) 事業用教材費 (2) 臨床実習経費(消耗器材に要する経費) (3) 委託料(上記経費に該当するものの。) 4 実習施設謝金 (1) 報償費(実習施設謝金) (2) 委託料(上記経費に該当するものの。) 5 へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施経費 (1) 実習体制支援経費(賃金、需用費(燃料費、消耗品	
----	--	---	--

	エ 生徒数に一人当たり 141,800円を乗じて得た額 (2) 基準額B 次のア、イ及びウの合計額 ア 新任看護教員研修事業の 実施施設について受講者1 人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加 促進事業実施施設について 受講者1人当たり 147,000円 ウ 助産師学生実践能力向上 事業^(注4)実施施設1か所当 たり 4,510,000円 (2年間で教育を行うもの) (1) 基準額A 次のア、イ、ウ及びエの合 計額に別表第6に定める調整 率を乗じて得た額 ア 養成所1か所当たり 4,142,000円 イ 総定員が20人を超える養成 所において、専任教員分と して定員20人増えるごとに 921,000円 ウ 事務職員分として1か所当 たり 268,000円 エ 生徒数に一人当たり 141,800円を乗じて得た額 (2) 基準額B 次のア、イ及びウの合計額 ア 新任看護教員研修事業の 実施施設について受講者1 人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加 促進事業実施施設について 受講者1人当たり	費、修繕費)、役務 費(保険料、手数 料)、備品購入費 (単価30万円未満 の備品に限る。)、 使用料及び貸借 料) (2) 看護職員養成確 保促進経費(旅 費、需用費(印刷 製本費、食糧費 (会議費))、役務 費(通信運搬費)、 使用料及び貸借 料) (3) 委託料(上記経 費に該当するも の。) 6 新任看護教員研 修事業実施経費 部外講師謝金、 部外講師旅費、需 用費(消耗品費、 印刷製本費、会議 費)、役務費(通信 運搬費、雑役務 費)、備品購入費 7 看護教員養成講 習会参加促進事業 実施経費 部外講師謝金、 部外講師旅費、代 替教員雇上経費 8 助産師学生実践 能力向上事業実施 経費 部外講師謝金、 旅費、需用費(消 耗品費、印刷製本 費、会議費)、役務 費(通信運搬費、	
--	---	--	--

		147,000円 ウ 助産師学生実践能力向上事業実施施設1か所当たり 4,510,000円 3 看護師(3年課程)養成所(全日制) (1) 基準額A 次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの合計額に別表第6に定める調整率を乗じて得た額 ア 養成所1か所当たり 16,178,000円 イ 統合カリキュラム実施施設 6,633,000円 ウ 総定員が120人を超える養成所において、専任教員分として定員30人増えるごとに 1,842,000円 エ 事務職員分として1か所当たり 536,000円 オ 生徒数に一人当たり15,500円を乗じて得た額 カ ヘき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業^(注4)実施施設1か所当たり 1,087,000円 (2) 基準額B 次のア及びイの合計額 ア 新任看護教員研修事業の実施施設について受講者1人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり 147,000円 (全日制であって4年間で教育を行うもの及び定時制) (1) 基準額A 次のア、イ、ウ、エ及びオの	雑役務費)、備品購入費、使用料及び貸借料 (注)専任教員とは、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部・厚生省令第1号)第2条第4号、第3条第4号、第4条第2項第4号、第5条第4号に規定する保健師若しくは助産師又は看護師の資格を有する専任教員をいう。以下同じ。	
--	--	--	--	--

		合計額に別表第6に定める調整率を乗じて得た額 ア 養成所1か所当たり 12,134,000円 イ 総定員が120人を超える養成所において、専任教員分として定員30人増えるごとに 1,381,000円 ウ 事務職員分として1か所当たり 402,000円 エ 生徒数に一人当たり15,500円を乗じて得た額 オ ヘキ地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設1か所当たり 1,087,000円 (2) 基準額B 次のア及びイの合計額 ア 新任看護教員研修事業の実施施設について受講者1人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり 147,000円 4 看護師(2年課程養成所)(全日制) (1) 基準額A 次のア、イ、ウ、エ及びオの合計額に別表第6に定める調整率を乗じて得た額 ア 養成所1か所当たり 13,889,000円 イ 総定員が80人を超える養成所において、専任教員分として定員30人増えるごとに 1,842,000円 ウ 事務職員分として1か所当たり		
--	--	--	--	--

		536,000円 エ 生徒数に一人当たり17,600円を乗じて得た額 オ ヘキ地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設1か所当たり 1,004,000円 (2) 基準額B 次のア及びイの合計額 ア 新任看護教員研修事業の実施施設について受講者1人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり 147,000円 (定時制) (1) 基準額A 次のア、イ、ウ、エ及びオの合計額に別表第6に定める調整率を乗じて得た額 ア 養成所1か所当たり 10,417,000円 イ 総定員が120人を超える養成所において、専任教員分として定員30人増えるごとに 1,381,000円 ウ 事務職員分として1か所当たり 402,000円 エ 生徒数に一人当たり17,600円を乗じて得た額 オ ヘキ地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設1か所当たり 1,004,000円 (2) 基準額B 次のア及びイの合計額 ア 新任看護教員研修事業の実施施設について受講者1		
--	--	---	--	--

		人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加 促進事業実施施設について 受講者1人当たり 147,000円 (通信制) (1) 基準額A 次のア、イ、ウ、エ及びオの 合計額に別表第6に定める調 整率を乗じて得た額 ア 養成所1か所当たり 17,081,000円 イ 総定員が500人を超える養 成所において、専任教員分と して定員100人増えるごとに 1,842,000円 ウ 総定員が500人を越える養 成所において、添削指導員 分として定員100人増えるごと に 1,595,000円 エ 事務職員分として1か所当 たり 536,000円 オ 生徒数に一人当たり3,500 円を乗じて得た額 (2) 基準額B 次のア及びイの合計額 ア 新任看護教員研修事業の 実施施設について受講者1 人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加 促進事業実施施設について 受講者1人当たり 147,000円 5 准看護師養成所 (1) 基準額A 次のア、イ、ウ、エ及びオの 合計額に別表第6に定める調		
--	--	--	--	--

		整率を乗じて得た額 ア 養成所1か所当たり 8,080,000円 イ 総定員が80人を超える養成所において、専任教員分として定員30人増えるごとに 1,842,000円 ウ 事務職員分として1か所当たり 536,000円 エ 生徒数に一人当たり13,100円を乗じて得た額 オ ヘき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設1か所当たり 973,000円 (2) 基準額B 次のア及びイの合計額 ア 新任看護教員研修事業の実施施設について受講者1人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり 147,000円 6 独立行政法人国立病院機構が運営する看護師養成所 次のア、イ、ウ及びエの合計額に別表第6に定める調整率を乗じて得た額 ア 養成所1か所当たり 9,933,290円 イ 総定員が120人を超える養成所において、専任教員分として定員30人増えるごとに 1,130,980円 ウ 事務職員分として1か所当たり 329,100円 エ 生徒数に一人当たり9,480		
--	--	---	--	--

		円を乗じて得た額 (注1)総定員は、生徒が在籍しない学年も含む全学年の定員数とする。 (注2)事務職員は、1学年定員80人以上の養成所において、庶務、会計、教務、図書管理等事務に2人以上専任としての位置付けがなされている場合に限る。 (注3)生徒数は、当該年度の4月15日現在における人員又は生徒が実在する学年の定員のいずれか少ないほうとする。 (注4)へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業、新任看護教員研修事業、看護教員養成講習会参加促進事業及び助産師学生実践能力向上事業は次のとおりとする。 (1) へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業 「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づくへき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業 (2) 新任看護教員研修事業 「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づく新任看護教員研修事業 (3) 看護教員養成講習会参加促進事業 「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づく看護教員養成講習会参加促進事業 (4) 助産師学生実践能力向上事業		
--	--	---	--	--

		「看護職員確保対策事業等 実施要綱」に基づく助産師 学生実践能力向上事業		
	イ 看護 師等養 成所3年 課程導 入促進 事業	専任教員等配置経費1か所当 たり 8,408,000円	「看護師3年課程」 の設置準備に必要な次 に掲げる経費 専任教員等配置経 費 (1) 教員経費 ア 専任教員給与費 イ 専任教員人当庁 費、需用費(消耗 品費、印刷製本 費)、備品購入費、 役務費(通信運搬 費)、福利厚生費 ウ 委託料(上記教 員経費のうちア及 びイに該当するも のとする。) (2) 事務職員経費 ア 事務職員給与費 イ 委託料(上記事 務職員給与費とす る。)	2分の2(運 営主体が 公的団体 の場合は、 2分の1)
	ウ 助産 師養成 所開校 促進事 業	専任教員配置経費1か所当 たり 3,316,000円	助産師養成所の開 校準備に必要な次 に掲げる経費 専任教員配置経費 (1) 教員経費 ア 専任教員給与費 イ 専任教員人当庁 費、需用費(消耗 品費、印刷製本 費)、備品購入費、 役務費(通信運搬 費)、福利厚生費 ウ 委託料(上記教 員経費のうちア及 びイに該当するも のとする。)	2分の2(運 営主体が 公的団体 の場合は、 2分の1)

		エ 看護 師養成 所修学 年限延 長事業	専任教員配置経費1か所当たり 3,316,000円	看護師養成所の修 学年限延長に伴う 準備に必要な次に 掲げる経費 専任教員配置経費 (1) 教員経費 ア 専任教員給与費 イ 専任教員人当庁 費、需用費(消耗 品費、印刷製本 費)、備品購入費、 役務費(通信運搬 費)、福利厚生費 ウ 委託料(上記教 員経費のうちア及 びイに該当するも のとする。)	2分の2(運 営主体が 公的団体 の場合は、 2分の1)
3 地域 包括ケ ア病床 転換促 進事業			転換病床 1床当たり (1) 新築・増改築の場合 9,000,000円 (2) 改修等の場合 5,000,000円	病床の転換に要す る経費	2分の1
4 回復 期リハ ビリテ ーショ ン病床 転換促 進事業			転換病床 1床当たり (1) 新築・増改築の場合 9,000,000円 (2) 改修等の場合 5,000,000円	病床の転換に要す る経費	2分の1
5 緩和 ケア病 床転換 促進事 業			転換病床 1床当たり (1) 新築・増改築の場合 9,000,000円 (2) 改修等の場合 5,000,000円	病床の転換に要す る経費	2分の1
6 公的 病院訪 問診療			次の(1)及び(2)により算出され た額の合計額とする。		3分の1

拠点整備事業			(1) 訪問診療拠点施設 基準面積70㎡に153,200円を乗じた額 (2) 訪問診療用自動車 1台当たり1,400千円 (ただし、訪問診療の専任医師数を台数の上限とする。)	訪問診療拠点施設として必要な次の各部門の新築に要する工事費又は工事請負費 管理部門(事務室、管理室、更衣室、廊下、便所等)、相談室、倉庫等 訪問診療用自動車及び訪問診療用自動車に積載する医療機械器具購入費	
7 在宅歯科医療支援ステーション設置事業			在宅歯科医療支援ステーション設置 1か所当たり 3,000千円 (ただし、平成26年度に限り1,000千円)	在宅歯科医療支援ステーション設置事業に必要な給料、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費、使用料及び賃借料、医療機器購入費、委託料(上記に該当するものに限る。)	定額
8 在宅ケア拠点施設・設備整備事業	(1) 多機能型訪問看護ステーション拠点施設整備事業	施設整備	新たに訪問看護ステーションを創設する場合 10,000千円 既存の訪問看護ステーションを拡充する場合 5,000千円 (なお、特に知事が認める場合は、種目間で流用を可能とする。)	多機能型訪問看護ステーションの新設又は改修のために必要な工事費又は工事請負費(冷暖房工事費、浄化槽工事費、昇降機工事費及びスプリンクラー工事費を含み、土地の買収・整地、外溝整備及び設計監理に要する費用を除く。) ただし、国庫補助等他の助成制度の適用が可能な経費を除く。	2分の1

		設備整備	3,000千円 (なお、特に知事が認める場合は、種目間で流用を可能とする。)	多機能型訪問看護ステーションの新設又は改修に伴う設備を購入するために必要な備品購入費(購入単価が30,000円以上のものに限る。)ただし、国庫補助等他の助成制度の適用が可能な経費を除く。	2分の1
9 精神科病院早期退院支援事業	(1) 精神障害者地域連携パス構築モデル事業			精神障害者地域連携パス構築に必要な賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金(参加者負担金等)	4分の3
	(2) 精神科病院退院支援人材養成事業			精神科病院退院支援人材養成に必要な賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金(参加者負担金等)	4分の3
10 地域医療再生臨床研修医確保総合対策				臨床研修医の確保対策に要する経費	定額

事業					
11 医療従事者勤務環境整備事業			1か所当たり 300千円	医療機関における勤務環境改善に要する経費	定額
12 キャリア形成支援事業				医学生・若手医師の県内定着支援に要する経費	定額
13 在宅医療支援センター支援事業				在宅医療支援センターの運営に要する経費	定額
14 認定看護師教育課程運営事業				認定看護師教育課程の運営に要する経費	定額
15 休日等歯科診療所施設・設備整備事業		施設整備		休日及び心身障害児(者)歯科診療所の改修のために必要な工事費又は工事請負費	4分の1
		設備整備		休日及び心身障害児(者)歯科診療所の改修に伴う設備を購入するために必要な経費	2分の1
16 医療介護連携体制整備事業	(1) 小児医療多職種連携事業			小児医療における多職種の連携に要する経費	定額
17 看護職員育成研修支援事業			(1)特定行為に係る看護師保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第37条の2第2項第5号に規定する指定研修機関以下「指定研修機関」という。)で特定行為研修を	指定研修機関又は認定看護師教育課程の研修受講に要する経費(入学料、授業料)	4分の1

			受講する看護師に代わり、所属施設が負担した受講料の一部に相当する額 看護師1人当たり 750,000円 (2)認定看護師 公益社団法人日本看護協会が認定している教育機関が行う教育課程(以下「認定看護師教育課程」という。)を受講する看護師に代わり、所属施設が負担した受講料の一部に相当する額 看護師1人当たり A課程 750,000円 B課程 1,000,000円		
18 訪問看護インフォメーション事業				訪問看護ステーションに関する情報の発信に要する経費	定額
19 重症心身障害児(者)在宅医療的ケア支援事業	(1) 重症心身障害児(者)受入促進事業		次の(1)及び(2)により算出された額の合計額 受入施設 1か所当たり 500,000円 (1) 設備整備 (2) 施設整備	重症心身障害児(者)で、かつ、医療的ケアが必要な児(者)の受入促進のための設備整備として必要な医療備品の購入費 重症心身障害児(者)で、かつ、医療的ケアが必要な児(者)の受入促進のための施設整備として必要な施設改修にかかる工事費又は	2分の1

				工事請負費	
20 医療機能分 化・連 携推進 事業		施設整備	施設整備改修 1㎡あたり 161,300円	一般病床から医療 介護連携を推進す るための施設等への 転換に要する経費	3分の1
		設備整備		「病・病連携」にかか るシステム整備に要 する経費	3分の1
21 医療・ 介護連 携促進 基盤整 備事業				多職種連携に必要な 新たなシステム整備 に要する経費(シ ステムの開発費、端 末の購入費等)	2分の1 ただし、シ ステム開発に かかる経費 については 10分の10 (金500万円 以内)
22 認知 症患者 受入体 制整備 支援事 業			1か所当たり 10,800,000円	認知症患者の受入 れ環境の向上に資 する先進的な設備 整備に要する経費	2分の1
23 在宅 医療推 進訪問 薬局支 援事業	(1) 薬局等 地域連携 支援事業			在宅医療に取り組 む薬局の研修や実 技実習に要する経 費	2分の1(金 50万円以 内)
24 勤務 医の労 働時間 短縮に 向けた 体制の 整備に 関する 事業	(1) 地域医 療勤務環 境改善体 制整備事 業		当該医療機関が病床機能報 告により県へ報告している最大 使用病床数(療養病床を除く。 精神科救急を根拠とする医療 機関の場合は、病床機能報告 における同時点での精神科病 床の最大使用病床数とする。 ただし、報告している病床数が 20床未満の場合は、20床とし て算定する。) 1床当たり	医師の労働時間短 縮に向けた取組とし て、「医師労働時間 短縮計画」に基づく 取組を総合的に実 施する事業に係る経 費	資産形成 経費 4分の3 その他経 費 4分の3

			177,333円		
	(2) 地域医療勤務環境改善体制整備特別事業		当該医療機関が病床機能報告により県へ報告している最大使用病床数(療養病床を除く。ただし、報告している病床数が20床未満の場合は、20床として算定する。) 1床当たり 177,333円		
	(3) 勤務環境改善医師派遣等推進事業		(派遣医療機関) 派遣医師の実派遣月数の合計に1,250千円(医師1人1月当たりの逸失利益相当額)を乗じた額 ただし、実派遣月数の合計は36ヶ月(常勤医師3名)を上限とする。	(派遣医療機関) 派遣医師の実派遣月数の合計に1,250千円(医師1人1月当たりの逸失利益相当額)を乗じた額	その他経費 10分の10
25 がん診療共同施設設備整備事業			1か所当たり 232,000千円	がん診療共同施設における医療機器等の設備の整備に要する経費	定額
26 ICTを活用した脳卒中等医療ネットワーク整備事業			1か所当たり 5,400千円	診療情報等の共有化にかかるICTシステム導入に要する経費	定額
27 市町村によ			1か所当たり 800千円	在宅医療に必要な連携を担う拠点に	4分の3

る在宅 医療・ 介護・ 障害福 祉連携 促進支 援事業				求められる事項の 実施に必要な経費	
28 訪問 看護職 員の確 保・定 着のた めの働 き方改 革推進 事業	(1) 訪問看 護トライア ル雇用事 業		1か所当たり 2,100千円	訪問看護未経験者 の雇用に要する経 費 ただし、雇用開始か ら6ヶ月以内の経費 に限る。	2分の1
29 薬剤 師確保 対策事 業				薬剤師の確保対策 に要する経費	定額
30 訪問 看護ス テーシ ョン暴 力・ハ ラスメ ント対 策事 業			訪問看護師等1人当たり 12,000円	防犯機器(位置検索 機能・緊急呼び出し 機能付き防犯ブザー 等)の初度整備に 要する経費	2分の1
31 臓器 提供・ 移植時 の対応 力強化 事業				臓器移植院内コー ディネーターの養 成・強化及び活動の 質の向上に要する 経費	定額

(注)

- 1 過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準面積(基準面積が定められていないときは基準額とする。以下この項において同じ。)から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。
- 2 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。
- 3 補強の基準単価は補強工事における基準単価であり、補強単価が基準単価を下回るときは、当該補強単価を基準単価とする。

別表第3(単価:円)

事業区分	構造別	1平方メートル当たり単価
(1) 院内助産所・助産師外来施設整備事業	鉄筋コンクリート	184,000
(2) 看護師勤務環境改善施設整備事業	ブロック	160,500
	木造	184,000
(3) 看護師宿舎施設整備事業	鉄筋コンクリート	205,200
	ブロック	179,200
	木造	205,200
(4) 病院内保育所施設整備事業	鉄筋コンクリート	170,600
	ブロック	149,200
	木造	170,600
(5) 看護師等養成所施設整備事業	鉄筋コンクリート	149,000
(6) 看護教員養成講習会施設整備事業	ブロック	129,100
(7) 歯科衛生士養成所施設整備事業	木造	149,000

(注) 上記基準単価は、新築及び増改築事業における基準額算定の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。

別表第4 既存病床数の割合による調整(前年度3月31日現在)

既存病床数が医療計画上の基準病床数に占める割合 (精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床、一般病床の合計)	調整率
105%以上	0.95
105%未満	1.00

別表第5

事業名	下限額
(6) 医療提供体制設備整備事業	1品につき 50千円
ア 看護師等養成所初度設備整備事業	(ただし、助産師養成所にあつては、1品につき10千円)
イ 看護師等養成所教育環境改善設備整備事業	1か所につき 150千円
ウ 歯科衛生士養成所初度設備整備事業	1品につき 50千円
エ 院内助産所・助産師外来設備整備事業	1品につき 10千円
オ 在宅歯科診療設備整備事業	1品につき 33千円

別表第6

看護師等養成所の定員数	調整率
定員181人以上	0.92
定員161人以上180人以下	0.94
定員121人以上160人以下	1.00

定員81人以上120人以下	1.02
定員80人以下	1.04

(注) 生徒が在籍しない学年を除く全学年の定員数とする。

附 則

この細則は、平成26年12月17日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

この細則は、平成27年12月14日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。(平成27年12月14日一部改正)

この細則は、平成28年3月24日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。(平成28年3月24日一部改正)

この細則は、平成28年9月28日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。(平成28年9月28日一部改正)

この細則は、平成29年4月1日から施行する。(平成29年4月1日一部改正)

この細則は、平成30年4月1日から施行する。(平成30年4月1日一部改正)

この細則は、平成31年4月1日から施行する。(平成31年4月1日一部改正)

この細則は、令和2年4月1日から施行する。(令和2年4月1日一部改正)

この細則は、令和3年3月2日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。(令和3年3月2日一部改正)

この細則は、令和4年4月1日から施行する。(令和4年4月1日一部改正)

この細則は、令和4年12月1日から施行する。(令和4年12月1日一部改正)

この細則は、令和5年8月1日から施行する。(令和5年8月1日一部改正)

この細則は、令和6年4月1日から施行する。(令和6年4月1日一部改正)

この細則は、令和7年4月1日から施行する。(令和7年4月1日一部改正)

この細則は、令和7年9月16日から施行する。(令和7年9月16日一部改正)